

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループの位置づけ

# 健康・医療戦略の推進体制

## 健康・医療戦略推進本部

本部長：内閣総理大臣  
 副本部長：内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣  
 本部員：その他国務大臣

- ・健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進
- ・医療分野の研究開発の司令塔機能の本部の役割
  - 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進
  - 医療分野の研究開発関連予算の総合的な予算要求配分調整 等

政策的助言

本部令第2条

健康・医療戦略参与会合

産業界・医療関係機関等の有識者  
 ・健康・医療分野の成長戦略  
 ・医療分野の研究開発の出口戦略  
 等に関する専門的助言

専門的調査

本部令第1条

健康・医療戦略推進専門調査会

医療分野の研究開発に関する専門家で構成  
 ・医療分野研究開発推進計画の作成及び  
 実施の推進に関する調査・検討

## 健康・医療戦略推進会議

本部令第2条

議長：健康・医療戦略担当大臣  
 議長代行：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣  
 副議長：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官及び  
 内閣総理大臣補佐官（健康・医療戦略室長）  
 構成員：関係府省局長クラス

創薬支援ネットワーク協議会

次世代医療機器開発推進協議会

ゲノム医療実現推進協議会

次世代医療ICT基盤協議会

健康・医療戦略ファンドタスクフォース

次世代ヘルスケア産業協議会

医療国際展開タスクフォース

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループ  
 ※事務局機能は厚生労働省が担う